

一般社団法人日本脳ドック学会 定款施行細則

(会 費)

第1条 会員は、次に掲げる区分に応じて会費を納めなければならない。

正会員	年額	6,000円
評議員	年額	8,000円
理事・監事	年額	10,000円

② 会費対象期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(各種変更届)

第2条 全ての会員は、当法人に届け出ている住所・所属・氏名等に変更が生じた場合には、速やかに当法人に通知しなければならない。

(評議員)

第3条 評議員の員数は、当法人会員総数の5%程度とする。

- ② 評議員となることを申請できるのは、連続2年以上の会員歴を有する当法人正会員で、会費に未納がない者とする。
- ③ 評議員になることを希望する者は、当法人の理事・監事いずれかの推薦を得て、所定の申請書用紙に記入しこれを当法人に提出して申請する。
- ④ 第2項の他、理事長から特別に推薦された当法人正会員に限り、会員歴にかかわらず評議員となることを申請できる。
- ⑤ 評議員となることを申請した者は、理事会の承認及び社員総会の審議を経て理事長が指名することによって評議員に選任される。
- ⑥ 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。増員により選任された評議員の任期は、他の在任評議員の任期の残存期間と同一とする。
- ⑦ 評議員は、満70歳に達した日以後最初の定時社員総会終決の時をもって定年とする。

(評議員の申請要件の適用除外)

第4条 第3条第2項中、「連続2年以上の会員歴」の部分は、当法人成立後2年以内に評議員となることを申請する者については適用しないものとする。

(名誉会員の推薦基準)

第5条 名誉会員の推薦に際しては、下記の事項を参考とする。

1. 年齢
2. 理事経験
3. 会長経験

(名誉会員の総会への出席)

第6条 名誉会員は社員総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(顧問の選任基準)

第7条 顧問は、名誉会員で、理事長経験者から選任する。

(細則の改正)

第8条 本細則の改正は理事会が決議し、社員総会で承認を得るものとする。

(設立時社員)

第9条 第3条第6項は、当法人の設立時社員については適用しないものとする。

2019年6月20日